

《お知らせ》



平成28年1月1日以後 県民税利子割及び配当割が見直されます

金融所得課税の一体化に係る所得税の改正に合わせて、県民税が改正されました。

1 利子割の課税標準となる利子等の範囲と配当割の課税標準となる特定配当等の範囲が変わります

- ◆ 公社債等が、一般公社債等と特定公社債等に区分されます。
- ◆ 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債等の利子等は、利子割の課税対象から除外され配当割の課税対象となります。

改正前	課税方式	改正後		課税方式
公社債等	利子割	特定公社債等	特定公社債	配当割
			公募公社債投資信託の受益権	
			証券投資信託以外の公募投資信託の受益権	
			特定目的信託の社債的受益権で公募のもの	
		一般公社債等	一般公社債	利子割
			私募公社債投資信託の受益権	
			証券投資信託以外の私募投資信託の受益権	
			特定目的信託の社債的受益権で私募のもの	

(裏面【利子割の改正後の課税方式】をご参照ください)

- ※ 「特定公社債等」及び「一般公社債等」 ⇒ 裏面【特定公社債等】及び【一般公社債等】をご参照ください。
- ※ 「利子等」の範囲 ⇒ 所得税における利子所得等の一律分離課税の対象とされる利子等の範囲
- ※ 「特定配当等」の範囲 ⇒ 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等及び同法第41条の12の2第1項の各号に掲げる償還金に係る同条第6項第三号に規定する差益金額
- ※ 所得税の改正内容 ⇒ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご参照ください。
「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）」

2 割引債の償還金に係る差益金額が配当割の課税対象となります

- ◆ 平成28年1月1日以後に支払われる割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）は、その割引債の償還の際、償還金に係る差益金額に対して配当割が課税されます。
- ※ 平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益に源泉分離課税されたものは除きます。
- ※ 同族会社が発行した一般公社債の償還金で、その同族会社の役員等が支払を受けるものは除きます。
- ※ 配当割は、割引債の償還の際、償還金額にみなし割引率（0.2%又は25%）を乗じて計算した金額に対して課税されます。
- ※ 特定口座内の割引債については、**源泉徴収選択口座であれば償還差益に株式等譲渡所得割を特別徴収**し、簡易申告口座であれば申告により住民税所得割が課税されます。

割引債の償還差益に係る課税方式（裏面【公社債等に対する県民税の課税方式】をご参照ください。)

特定公社債等	特定口座内	源泉徴収口座	株式等譲渡所得割	一般公社債等	配当割
		簡易申告口座	(申告分離課税)		
	特定口座外		配当割		

注) 源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等は、株式等譲渡所得割の課税対象となります。

今回の改正により、平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等については、株式等譲渡所得割を課税することとされました。源泉徴収選択口座内の特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額も譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

- ◆ 特定公社債等の利子等について、利子割から配当割に変更されることに伴い、申告納入先は当該特定配当等の支払を受けるべき日現在における「支払を受ける個人の住所所在の都道府県」に変更されます。



- ※ 特別徴収義務者は、特定配当等の支払をする者です。
なお、源泉徴収選択口座内の配当割等に係る特別徴収義務者は、当該支払を取り扱う金融商品引取業者又は銀行等です。
- ※ 申告納入期限は、配当割の徴収の日の属する月の翌月10日です。
なお、源泉徴収選択口座内の配当割等に係る特別徴収については、その徴収の日の属する年の翌年1月10日までに、支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の個人の住所所在地の都道府県に申告納入します。

3 法人に係る利子割が廃止されます

- ◆ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者は、個人に限定されます。
- ◆ これに伴い、法人に係る県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及び控除不足額を県民税均等割額等に充当又は還付する制度は、廃止されます。
- ※ 平成28年1月1日前に支払を受けるべき利子等の支払を受ける日の属する事業年度分については、従前のとおりです。

【利子割の改正後の課税方式】

法令	改正前において利子割の課税標準となっている利子等	改正後の課税方式		
地方税法第23条第1項第14号	預貯金の利子		利子割	
	合同運用信託の収益の分配		利子割	
	所法23① 措法3①	公社債の利子	特定公社債	配当割
			一般公社債	利子割
		公社債投資信託の収益の分配	公募公社債投資信託	配当割
			私募公社債投資信託	利子割
		公募公社債等運用投資信託の収益の分配		配当割
	措法4の4①	生命保険等に係る差益等		利子割
	措法3の3①	国外公社債等の利子等	国外特定公社債等	配当割
			国外一般公社債等	利子割
措法8の2①	私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	私募公社債等運用投資信託	利子割	
	公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権	特定目的信託の社債的受益権	公募	配当割
	社債的受益権		私募	利子割
措法8の3①	国外私募公社債等運用投資信託等の配当等			
	公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権	私募公社債等運用投資信託	利子割	
	社債的受益権	特定目的信託の社債的受益権	公募 私募	配当割 利子割
措法41の9①	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		利子割	
所法174三～八	金融類似商品		利子割	

※ 所法… 所得税法， 措法… 租税特別措置法

※ 同族会社が発行した一般公社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象となるため利子割の課税対象外です。

【特定公社債等の範囲】

- 「特定公社債」は、次の公社債です（いわゆる金融債で預金保険の対象となっているものを除く。）。
 - ① 国債，地方債，外国国債，外国地方債
 - ② 会社以外の法人が特別の法律により発行する社債（投資法人債及び特定目的会社の特定社債を除く。）
 - ③ 公募公社債，上場公社債
 - ④ 発行日の前9月以内（外国法人にあっては12月以内）に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
 - ⑤ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの（取得後引き続き保護預りがされているものに限る。）。
 - ア 国内において売出しがされたもの
 - イ 国内における私売出しの日前9月以内（外国法人にあっては12月以内）に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
 - ⑥ 金融商品取引所又は外国金融商品取引所において公表されたプログラム（一定の期間内に発行する公社債の上限額，発行者の財務状況等その他その公社債に関する基本的な情報をいう。）に基づき発行される公社債
 - ⑦ 次の外国法人が発行し，又は保証する社債
 - ア 出資金額等の2分の1以上が外国の政府により出資されている外国法人
 - イ 外国の特別の法令に基づき設立された外国法人で，その業務が当該外国の政府の管理の下で運営されているもの
 - ⑧ 国際間の取極に基づき設立された国際機関が発行し，又は保証する公社債
 - ⑨ 国内又は国外の法令に基づいて銀行業又は金融商品取引業を行う法人又はその100%子会社等が発行する社債（その取得者が1人又はその関係者のみであるものを除く。）
 - ⑩ 平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債及び発行時に源泉徴収された割引債を除く。）
- 「特定公社債等」とは上記「特定公社債」に次の投資信託等を含めたものです。

① 公募公社債投資信託の受益権	証券投資信託のうち投資対象を国債，地方債，社債等に限定した投資信託
② 証券投資信託以外の公募投資信託の受益権	証券投資信託以外の投資信託のうち，不特定かつ多数（50名以上）の投資家を対象とした投資信託
③ 特定目的信託の社債的受益権で公募のもの	資産の流動化に関する法律上の特定目的信託が発行する社債的受益権

【一般公社債等の範囲】

「一般公社債」とは、特定公社債以外の公社債をいいます。

また、「一般公社債等」とは、「一般公社債」に次の投資信託等を含めたものです。

- ① 私募公社債投資信託の受益権
- ② 証券投資信託以外の私募投資信託の受益権
- ③ 特定目的信託の社債的受益権で私募のもの

【公社債等に対する県民税の課税方式】

		譲渡所得	割引債償還差益	利付債償還差益	利子等	
特定公社債等	特定口座内	源泉徴収口座	譲渡割	譲渡割	譲渡割	配当割
		簡易申告口座				配当割
	特定口座外		配当割		配当割	
一般公社債等			配当割		利子割	

※ 同族会社が発行した一般公社債に係る利子又は償還金でその同族会社の役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象となるため利子割又は配当割の課税対象外です。